平成２１年（フ）第９１号
山口県宇部市恩田町５丁目12番39―３号
債務者　後根　絹代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９６号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―402号県営住宅３棟402号
債務者　太田　秋子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９７号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―402号県営住宅３棟402号
債務者　太田　和典
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４７６号
仙台市青葉区堤通雨宮町２番21―901号
債務者　本島千代子（旧姓但野）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
仙台市泉区将監12丁目３番１号　Ｃ－１－１
債務者　高松美枝子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
宮城県名取市大手町１丁目14番地の10
債務者　三浦　礼子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
仙台市宮城野区高砂１丁目13番地の２　グランドールミウラ２番館106
債務者　大柿美和子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
宮城県塩竈市清水沢４丁目42番７号
債務者　栗城　和俊
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の８
債務者　石川　郁子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
仙台市太白区大野田字王ノ檀51番地の１　いたばしコーポ302
債務者　田口　　強
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
宮城県名取市下余田字中荷435番地の２　パレスタカデン102号
債務者　大浦　由美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
仙台市宮城野区福室６丁目16番13号
債務者　木村小百合（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２７号
福島県相馬市中村２丁目２番地の９　Ｂ棟
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３４号
福島県相馬市尾浜字南ノ入103番地の１
債務者　佐藤　貴文
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５６号
福島県白河市白坂愛宕山147番地126
債務者　池田　愼二
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
金沢市横川３丁目139番地
債務者　岡音　和枝
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８６号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮、住民票上の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
債務者　金原　　透
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０号
滋賀県東近江市東沖野５丁目25番16号
債務者　須崎　　均
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部